

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月12日
【四半期会計期間】	第1期第1四半期（自平成28年4月1日至平成28年6月30日）
【会社名】	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
【英訳名】	ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮下 功
【本店の所在の場所】	東京都目黒区三田1丁目6番21号
【電話番号】	東京 03(5723)8619番
【事務連絡者氏名】	経理財務部 部長 高橋 伸
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区三田1丁目6番21号
【電話番号】	東京 03(5723)8619番
【事務連絡者氏名】	経理財務部 部長 高橋 伸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期 第1四半期 連結累計期間
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日
売上高 (百万円)	196,532
経常利益 (百万円)	5,116
親会社株主に帰属する 四半期純利益 (百万円)	4,810
四半期包括利益 (百万円)	406
純資産額 (百万円)	200,512
総資産額 (百万円)	366,825
1株当たり四半期 純利益金額 (円)	16.18
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 (円)	16.16
自己資本比率 (%)	52.80

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は平成28年4月1日設立のため、前連結会計年度以前に係る記載はしておりません。

2【事業の内容】

当社は、共同株式移転の方法により、平成28年4月1日付で伊藤ハム株式会社及び米久株式会社の完全親会社として設立されました。

当社グループは、当社、子会社60社、関連会社14社で構成され、食肉加工品（ハム・ソーセージ、調理加工食品）及び食肉等の製造販売を主な内容として事業活動を展開しております。

なお、次の2部門は「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（加工食品事業）

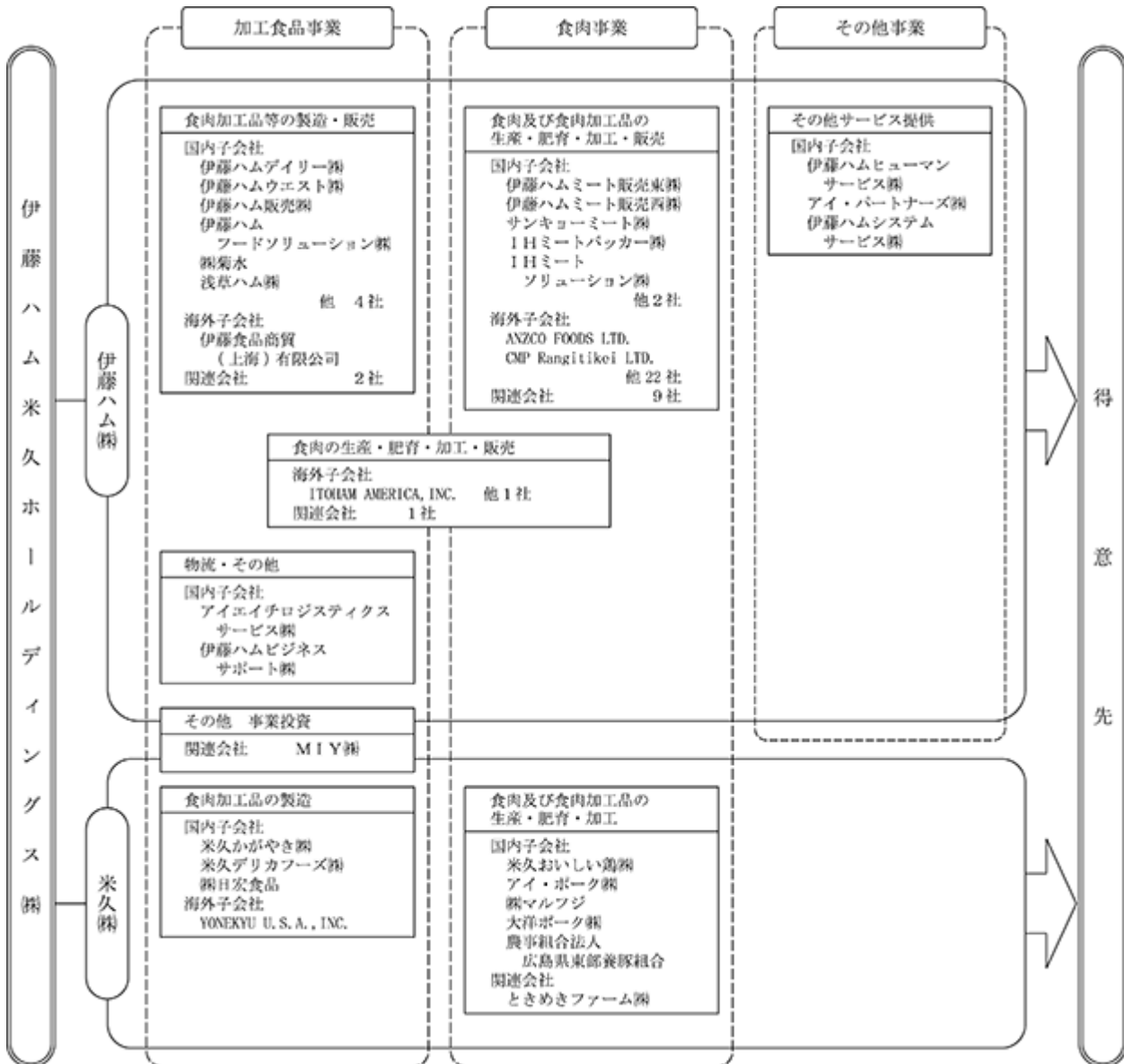
加工食品事業部門は、主に伊藤ハム株式会社、米久株式会社、その他子会社17社及び関連会社3社で構成され、ハム・ソーセージ、調理加工食品等の食肉加工品の製造・販売を行っております。

（食肉事業）

食肉事業部門は、主に伊藤ハム株式会社、米久株式会社、その他子会社38社及び関連会社11社で構成され、食肉及び調理加工食品の製造・販売を行っております。

（その他事業）

その他事業部門は、子会社3社で構成され、事務代行サービス業並びに保険の代理業などを行っております。事業の系統図は次のとおりであります。



なお、当第1四半期連結会計期間末現在における当社の関係会社の状況は、以下のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
連結子会社 伊藤ハム(株) (注)2, 3, 6	兵庫県西宮市	28,427	加工食品 事業 及び 食肉事業	100	経営管理、業務委託、不動産 の賃貸 役員の兼任あり。
米久(株) (注)3, 6	静岡県沼津市	8,634	同上	100	経営管理、業務委託 役員の兼任あり。
伊藤ハムデイリー(株)	宮城県栗原市	500	加工食品 事業	100 (100)	
伊藤ハムウエスト(株)	佐賀県三養基 郡基山町	90	同上	100 (100)	
伊藤ハムフードソリューション(株)	東京都目黒区	100	同上	100 (100)	
伊藤ハム販売(株)	兵庫県西宮市	90	同上	100 (100)	
(株)菊水	北海道江別市	180	同上	83.20 (83.20)	
浅草ハム(株)	東京都台東区	125	同上	60 (60)	
イトウフレッシュサラダ(株)	東京都目黒区	80	同上	95 (95)	
筑紫ファクトリー(株)	北九州市 八幡西区	45	同上	100 (100)	
ロイヤルデリカ(株)	群馬県高崎市	98	同上	100 (100)	
城山ハム(株)	兵庫県西宮市	60	同上	100 (100)	
伊藤ハムミート販売東(株)	東京都目黒区	90	食肉事業	100 (100)	
伊藤ハムミート販売西(株)	兵庫県西宮市	90	同上	100 (100)	
サンキョーミート(株)	鹿児島県 志布志市	230	同上	100 (100)	
I Hミートソリューション(株)	東京都目黒区	80	同上	100 (100)	
I Hミートパッカー(株)	東京都目黒区	90	同上	100 (100)	
沖縄フレッシュパック(株)	沖縄県沖縄市	60	同上	100 (100)	
(株)藤栄	名古屋市港区	50	同上	100 (100)	
アイエイチロジスティクス サービス(株)	兵庫県西宮市	90	加工食品 事業	100 (100)	
伊藤ハムビジネスサポート(株)	兵庫県西宮市	30	同上	100 (100)	
アイ・パートナーズ(株)	兵庫県西宮市	10	その他	100 (100)	
伊藤ハムヒューマンサービス (株)	兵庫県西宮市	30	同上	100 (100)	当社人事・庶務等に関する事 務代行業務を行っている。
伊藤ハムシステムサービス(株)	兵庫県西宮市	30	同上	100 (100)	当社情報システムの開発・運 用等の業務支援を行っている。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
ITOHAM AMERICA, INC.	SIoux CITY IOWA U.S.A.	(U S \$ 17,700千)	食肉事業	100 (100)	
ANZCO FOODS LTD. (注) 3	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND	(N Z \$ 59,364千)	同上	65 (65)	役員の兼任あり。
CMP RANGITIKEI LTD. (注) 3	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND	(N Z \$ 70,000千)	同上	100 (100)	
伊藤食品商貿(上海)有限公司	中国上海市	(U S \$ 2,450千)	加工食品 事業	100 (100)	
米久かがやき(株)	埼玉県 春日部市	250	同上	100 (100)	役員の兼任あり。
米久デリカフーズ(株)	静岡県沼津市	430	同上	100 (100)	
(株)日宏食品	静岡県焼津市	36	同上	100 (100)	
YONEKYU U.S.A., INC.	LOS ANGELES CALIFORNIA U.S.A.	(U S \$ 10,000千)	同上	100 (100)	
米久おいしい鶏(株)	鳥取県琴浦町	290	食肉事業	100 (100)	役員の兼任あり。
アイ・ポーク(株)	群馬県前橋市	155	同上	100 (100)	
(株)マルフジ	東京都港区	100	同上	100 (100)	
大洋ポーク(株)	広島県尾道市	100	同上	100 (100)	役員の兼任あり。
農事組合法人広島県東部養豚 組合 (注) 5	広島県世羅町	50	同上	0 [100]	
その他23社					

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は被 所有割合 (%)	関係内容
持分法適用関連会社 (株)ジャパンデリカ	香川県高松市	23.5	加工食品 事業	40.43 (40.43)	
M I Y(株)	東京都 千代田区	7,620	同上	42.58 (42.58)	役員の兼任あり。
サンキョー食品(株)	神戸市兵庫区	10	食肉事業	30 (30)	
(株)メイショク	神戸市兵庫区	48	同上	30 (30)	
坂元ファーム(株)	鹿児島県 鹿屋市	10	同上	45 (45)	
ときめきファーム(株)	岩手県盛岡市	1,000	同上	30 (30)	
INDIANA PACKERS CORP.	DELAWARE U.S.A.	(U S \$ 20,000千)	同上	20 (20)	
ITOHAM BETAGRO FOODS CO.,LTD.	LOPBURI THAILAND	(T H B 172,000千)	加工食品 事業	45 (45)	
その他6社					
その他の関係会社 三菱商事(株) (注)2	東京都 千代田区	204,446	総合商社	被所有 38.98	

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券報告書を提出しております。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合を内数で記載し、[]内は、緊密な者の所有割合を外数で記載しております。

5. 持分はありませんが、実質的に支配しているため子会社としております。

6. 伊藤ハム(株)及び米久(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

		伊藤ハム(株)	米久(株)
(1) 売上高	(百万円)	112,579	43,930
(2) 経常利益	(百万円)	4,601	972
(3) 四半期純利益	(百万円)	5,828	689
(4) 純資産額	(百万円)	105,079	36,131
(5) 総資産額	(百万円)	188,750	62,131

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 市況変動リスクについて

当社グループは食肉及び食肉加工食品を中心に扱っており、販売用食肉、ハム・ソーセージ、調理加工食品などの原材料となる畜産物の日本国内及び海外の相場変動によるリスクを受けます。畜産物相場及び飼料価格の変動は、食肉を生産販売する食肉事業並びに食肉を原料とする加工食品事業の収益に影響を及ぼす可能性があります。

また、原油、穀物、乳製品等の高騰により、製品に使用する副原料、包装資材及び電力や物流費等のコストが上昇し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、輸入豚肉、輸入牛肉を対象としたセーフガード発動等により仕入数量の制限や仕入価格の上昇が考えられ、また需給バランスの崩れや消費者ニーズの変化等により販売価格が下がるリスクがあります。

(2) 経済情勢等による影響について

当社グループは国内のみならず、欧州、アジア、オセアニア、米国等においても幅広く事業を展開しておりますが、それら地域における将来の景気後退または減速などの経済不振は、当社グループの商品に対する購買力や消費者需要に悪影響を及ぼす可能性があります。低迷する経済情勢の下では、消費者は買い控えや低価格帯商品を志向する可能性があります。日本その他の主要市場における当社グループ商品に対する需要が減少した場合、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替変動リスクについて

当社グループは、海外から外貨建ての輸入業務を行っており、これらの国の現地通貨に対する為替レートの変動が業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、通貨ヘッジ取引を行い、主要通貨間の為替レートの短期的な変動による悪影響を最小限に止める努力をしておりますが、中長期的な通貨変動により、計画された調達、製造、流通及び販売活動を確実に実行できない場合があります。

また、外貨建てで作成されている海外連結子会社の財務諸表を円貨に換算する際の換算差額によって、連結財務諸表の株主資本が為替換算調整勘定を通じて変動するリスクがあり、これら為替レートの変動は当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 金利変動リスクについて

当社グループは必要資金の一部を有利子負債で調達しており、将来的な金利上昇局面においては資金調達における利息負担の増加により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 価格競争について

食肉及び食肉加工品を含む食肉業界ならびに調理加工食品等の食品業界における競争は大変厳しいものとなっております。また、小売・外食等での販売競争も熾烈となっており、今後これらの事業領域に国内外の異業種企業が新たに参入してくる可能性も考慮すると、当社グループは、各製品市場と地域市場において、競争の激化に直面すると予想されます。

当社グループは現在、安全・安心はもとより、高品質で高付加価値の製品を送り出すリーディングメーカーの一社であると考える一方で、将来においても有効に競争できるという保証はありません。価格面での圧力または有効に競争できないことによる顧客離れは、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

高付加価値と低価格との二極化の中で、当社グループは、低コスト・低価格の競合先に対して市場シェアを維持もしくは拡大し、収益性を保つことができない可能性があります。

(6) 国際的活動及び海外進出について

当社グループの生産・調達及び販売活動の一部は、欧州、アジア、オセアニア、米国等の日本国外で行われております。これらの海外市場での活動やさらなる事業進出には以下に掲げるようないくつかのリスクが内在しております。

予期しない法律または規制の変更

不利な政治または経済要因

人材の採用と確保の難しさ

潜在的に不利な税影響

テロ、戦争、伝染病等の要因による社会的混乱

上記のような事象が当社グループの予測を超えて顕在化した場合、生産設備の管理やその他の事業の遂行に問題が生じることが考えられます。従いまして、これらの事象は当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 知的財産保護の限界について

当社グループは、他社製品と差別化できる技術とノウハウを蓄積してまいりましたが、当社グループ独自の技術とノウハウの一部は、特定の地域では法的制限のため知的財産権による完全な保護が不可能、または限定的にしか保護されない状況にあります。そのため、第三者が当社グループの知的財産を使って類似した製品を製造するのを効果的に防止できない可能性があります。

また、他社が類似する、もしくは当社グループより優れている技術を開発する可能性や、当社グループの特許や企業秘密の模倣を防止できない可能性があります。さらに、当社グループの将来の製品または技術は、将来的に他社の知的財産権を侵害しているとされる可能性もあります。

(8) 食品の安全性について

食品の安全性がますます強く求められる中、当社グループでは、国際的に認められている管理基準をもとに、品質保証部門による厳しい品質管理体制を整備し、製品の安全性と品質の確保に万全を期しております。

しかし、全ての製品について欠陥が無く、将来にリコールが発生しないという保証はありません。また、製造物責任賠償については保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできるといった保証はありません。

さらに、偶発的な事由によるものを含めて、異物混入や誤表示など、消費者に健康被害を及ぼす恐れのある製品事故が発生する可能性があるほか、当社グループの取り組みの範囲を超えた品質問題等の発生、その対応に遅れ・誤りが生じる可能性もあります。

このような事象が発生した場合には、当社グループのブランド価値の毀損による売上高の減少や、多額のコスト発生などにより、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 他社との提携等の成否について

当社グループは、技術開発の一環として、経営資源を最適化し、技術の集約による相乗効果を利用するために、コラボレーション、技術提携や合弁の形で多くの他社と共同での活動を行っております。

当社グループは、引き続きこのような機会を前向きに活用する予定であります。しかし、経営、財務またはその他の理由により当事者間で不一致が生じた場合、効果的な開発による結果を享受できず、当社グループの業績と財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

(10) 公的規制について

当社グループは、事業展開する各国において、事業・投資の許可、国家安全保障またはその他の理由による輸出制限、関税や獣疫等による輸出入規制等、様々な政府規制の適用を受けております。

また、通商、独占禁止、食品衛生、下請、特許、消費者、租税、証券取引、為替管制、環境・リサイクル関連の各種法規制の適用も受けております。

当社グループとしては、関連法規の遵守に万全の体制で臨んでおりますが、将来においてこれらの規制を遵守できなかった場合、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 災害等による影響について

当社グループでは、災害等の発生による潜在的なマイナス影響を最小化するために、例えば製造ラインにおける災害防止検査や各種設備点検等に努めておりますが、全ての事業拠点で発生する自然災害、停電または漏水その他の中断事象による影響を完全に防止または軽減できる保証はありません。

大規模な地震災害等、あるいはそれに伴う二次災害により、事業活動の継続が困難と認められた場合、事業活動を停止する措置をとることがあります。また、事業拠点に大きな被害がなくても社員の人命確保を最優先として活動を停止させることも想定されます。

このような大規模な災害等の発生は、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 疫病の発生について

当社グループは国内のみならず、欧州、アジア、オセアニア、米国等においても幅広く事業を展開しておりますが、これら地域におけるBSE、鳥インフルエンザ及び口蹄疫等の獣疫の発生は、原材料の供給、当社の商品の販売に悪影響を及ぼす可能性があります、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 環境に関するリスクについて

当社グループは環境問題に関して、その関連法令を遵守するとともに、資源・エネルギーを有効に活用し環境に配慮した事業活動を行っております。

しかしながら事業活動に関し、過失の有無に拘わらず環境に関する法的、社会的責任を過去に遡及して負う可能性があります。また将来環境に関する規制や社会的な要求がさらに厳しくなり、その対応による費用負担が増加し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待収益率に基づいて算出されております。実際の割引率や収益率の変動、年金制度の変更等、前提条件から差異や変化があった場合は、将来期間において認識される費用および計上される債務が増減し、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 内部統制について

当社グループは、内部統制基本方針を定め、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を常に評価し、法令遵守及び業務の適正の確保に努めております。しかしながら、そのシステムが有効に機能しなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 情報セキュリティについて

当社グループは、取引の遂行、顧客との連絡、経営陣への情報提供及び財務に関する報告書の作成などを正確かつ効率的におこなうため、情報システムを利用しており、セキュリティ、バックアップ及び災害復旧に係る対策を講じております。

また、情報の取り扱いについては、「情報セキュリティポリシー」のもと、個人情報や機密情報の安全管理と漏洩防止、情報セキュリティ遵守意識の維持・向上及び情報システムの安全かつ円滑な稼働の堅持、適切なセキュリティ対策を実施しております。

しかしながら、地震その他の自然災害、テロリストによる攻撃、ハードウェア・ソフトウェア・設備・遠隔通信の欠陥・障害、処理エラー、新種のコンピューター・ウイルス感染、ハッキング、悪意をもった不正アクセス、その他セキュリティ上の問題または外部業者の債務不履行に起因する障害または不具合など予測の範囲を超える事態により、情報の漏洩、情報システムの一定期間の停止等が生じる場合があります。

これらの事由が生じた場合、企業イメージの低下や社会的信用の失墜とともに、告知・補償等の費用発生により、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(17) コンプライアンスについて

当社グループは、コンプライアンス推進規程を策定し、CSR部等を中心としたコンプライアンス管理体制を整備すると共に、役職員に対するコンプライアンス意識の浸透と向上に継続的に取り組んでおります。

しかしながら、役職員個人による法令違反を含むコンプライアンス上の問題が発生した場合、社会的信用の失墜や風評被害等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当社は平成28年4月1日付で、共に連結子会社である伊藤ハム株式会社及び米久株式会社との間で同社に対する経営管理業務に関し、それぞれ「経営管理業務委託契約」を締結しております。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は共同株式移転の方法により、平成28年4月1日付で伊藤ハム株式会社及び米久株式会社の完全親会社として設立されました。当四半期報告書は設立第1期として最初に提出するものであるため、前連結会計年度及び前第1四半期連結累計期間との対比は行っておりません。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用等の改善傾向が続き緩やかな景気回復基調で推移しましたが、新興国及び資源国の経済鈍化による世界経済の下振れリスク、不安定な為替相場や株価下落の影響に加え、英国のEU離脱問題も発生し、先行きについては不透明な状況が継続しております。

当業界におきましては、国内食肉の相場が高水準で推移していることや食料品等の日常生活品に対する低価格志向が定着する中、企業間競争が激化するなど、厳しい事業環境が続いております。

このような状況の下、当社グループは、平成28年4月1日に共同株式移転による経営統合を行い、事業規模の拡大を図るとともに両社の強みを持ち寄り、シナジー効果を創出し、持続的成長と企業価値の向上に向けてグループ一丸となって取り組んでおります。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は1,965億32百万円、営業利益は45億26百万円、経常利益は51億16百万円となりました。また、特別利益に投資有価証券売却益を計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は、48億10百万円となりました。

報告セグメント別の業績の概況は、次のとおりであります。

<加工食品事業>

ハム・ソーセージにおいては、「The GRAND アルトバイエルン」、「御殿場高原あらびきポーク」等の主力商品を対象とした消費者キャンペーンやテレビコマーシャルを実施し、ブランド力の向上に取り組みました。また、コンビニエンスストア向けのウイナー・フランク類の売上が好調に推移しました。

調理加工食品においては、ハンバーグ類・チルドピザ並びにコンビニエンスストア向けのワンハンドスナック類やトンカツ・ミートボールなどのデリカ商品の売上が大幅に伸長しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の加工食品事業の外部顧客に対する売上高は657億96百万円、営業利益は28億35百万円となりました。

<食肉事業>

国内事業については、牛肉は和牛相場が高止まりする中、交雑牛や輸入チルドビーフが好調に推移しました。豚肉については、国産の相場高騰により厳しい販売環境となりましたが、国産豚肉、輸入豚肉ともに販売数量を大きく伸ばしました。また、オリジナルブランドである六種の飼料にこだわった国産の「六穀豚」やカナダ産「麦の誉」、「フランス麦の穂豚」の拡販に注力しました。鶏肉については、相場が下落する厳しい環境下でありましたが、国内・輸入共に販売数量は堅調に推移しました。

海外事業については、アンズコフーズ社が為替の急激な変動や海外食肉相場下落の影響により、売上高が大幅に減少し収益性も低下しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の食肉事業の外部顧客に対する売上高は1,306億99百万円、営業利益は19億98百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、3,668億25百万円となりました。主な内訳は、現金及び預金416億59百万円、受取手形及び売掛金825億99百万円、商品及び製品544億66百万円等の流動資産が2,164億40百万円、有形固定資産831億24百万円、無形固定資産288億61百万円、投資その他の資産383億99百万円の固定資産が1,503億85百万円であります。

負債は、1,663億12百万円となりました。主な内訳は、支払手形及び買掛金646億79百万円、短期借入金213億16百万円等の流動負債が1,355億44百万円、長期借入金239億1百万円等の固定負債が307億68百万円であります。

純資産は、2,005億12百万円となりました。主な内訳は、資本金300億円、資本剰余金980億5百万円、利益剰余金660億72百万円等の株主資本が1,940億73百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境につきましては、世界的な食肉需要の高まりによって食肉相場が高値水準で推移する等、大変厳しい環境が続いている中で、国内においては女性の社会進出や単身世帯の増加に伴う食の簡便化志向がもたらす中食市場の拡大、国外においては、アジア諸国を中心とした中間所得層の増加による食肉関連製品の需要の高まり等、潜在成長余力のあるマーケットを開拓していくことが求められているところであります。

このような状況下、「更なる攻めの経営戦略」を打ち立てていくべく、伊藤ハム株式会社と米久株式会社の経営統合によって、シナジー効果を最大限に発揮していくことが重要であると認識しております。

具体的には、以下シナジー効果の創出を想定しております。

一つ目は、両社が互いの特色を強化・補完し合うことで生産・販売数量を増加させるとともに、生産から販売に至るサプライチェーン全体の稼働率を高め、競争優位性を確保することで、更に積極的な事業展開が可能になるものと考えております。

二つ目は、本経営統合に伴う企業規模拡大のメリットを活かし、加工用原材料を含むすべての外部調達品を効率的かつ低コストで調達して、原価低減と収益性の向上を実現したいと考えております。

三つ目は、両社で共通する物流・間接機能等を有機的に再編成し効率性を徹底的に追求すること、新たな価値観を創出し新商品の開発領域を拡大することなど、従来一社単独では成し得なかったコスト削減や商品開発力の向上等を実現し、得意先への提案力の強化に繋がりたいと考えております。

当社グループは、このような理念の下、厳しい事業環境下においてもチャレンジ精神を持って様々な施策に取り組み、価値ある商品をお客様に提供し続けることで、持続的成長と企業価値の更なる向上を目指してまいります。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、3億81百万円であります。

当社グループの研究開発につきましては、基礎研究を伊藤ハム株式会社の中央研究所を中心に行い、全社的な商品開発は伊藤ハム株式会社の商品開発部門及び米久株式会社のR&Dユニットが中心となり、マーケティング部門と連携を取りながら新商品の企画立案、商品化を推進しております。

基礎研究の分野では、食肉加工技術の強化、独創的な新規製法の開発、食を通じたヒトの健康への寄与を基本方針としております。また、食品の安全性に関する分析検査体制や官能評価検査体制の拡充を図り、新商品の設計やお客様へのご提案にも有意義に活用しております。

商品開発の分野では、平成27年4月目黒事務所に開設した「伊藤ハムクリエイションラボ」も2年目となり、コンセプトである「お客様・お得意先様との共創による価値ある商品提供」を実践し、グループシナジーによる収益性の向上に向けて積極的に取り組んでおります。

(5) 従業員数

連結会社の状況

平成28年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
加工食品事業	4,805	(5,728)
食肉事業	2,445	(3,231)
報告セグメント計	7,250	(8,959)
その他	63	(5)
全社共通ほか	262	(28)
合計	7,575	(8,992)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー等)は、当第1四半期連結累計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社共通ほかとして記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

提出会社の状況

平成28年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
全社共通ほか	29	(0)
合計	29	(0)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、全員が子会社から当社への出向者(子会社兼務出向)であります。臨時雇用者数(パートタイマー等)は、当第1四半期累計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社共通ほかとして記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(6) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当第1四半期連結累計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
加工食品事業(百万円)	41,514
食肉事業(百万円)	42,439
報告セグメント計(百万円)	83,953
その他(百万円)	-
合計(百万円)	83,953

- (注) 1. 当社グループ製品の製造原価によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

受注状況

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

販売実績

当第1四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
加工食品事業(百万円)	65,796
食肉事業(百万円)	130,699
報告セグメント計(百万円)	196,495
その他(百万円)	36
合計(百万円)	196,532

- (注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(7) 主要な設備

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

重要な設備はありません。

国内子会社

平成28年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
伊藤ハム(株)	東京工場 (千葉県柏市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	1,233	1,794	359 (56,931)	3	42	3,434	283 [372]
伊藤ハム(株)	取手工場 (茨城県 取手市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	871	1,181	2,697 (70,433)	3	46	4,801	23 [103]
伊藤ハム(株) (注)2	西宮工場 (兵庫県 西宮市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	723	1,317	80 (41,581)	29	23	2,174	296 [382]
伊藤ハム(株)	六甲工場 (神戸市 東灘区)	加工食品 事業	加工品 製造設備	450	502	1,982 (19,988)	-	11	2,948	86 [33]
米久(株)	夢工場 (静岡県 沼津市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	452	383	242 (2,700)	-	42	1,121	54 [140]
米久(株)	富士工場 (静岡県 長泉町)	加工食品 事業	加工品 製造設備	192	316	334 (10,493)	-	64	907	36 [62]
米久(株)	本社研究開発棟 (静岡県 沼津市)	全社共通	研究開発 設備他	610	68	212 (2,371)	40	408	1,341	387 [53]
伊藤ハム デイリー(株) (注)3	東北工場 (宮城県 栗原市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	803	1,015	196 (323,898)	35	26	2,078	244 [258]
伊藤ハム ウエスト(株) (注)3	九州工場 (佐賀県 三養基郡 基山町)	加工食品 事業	加工品 製造設備	555	942	88 (36,359)	68	17	1,673	180 [167]
伊藤ハム販売 (株) (注)3	横浜営業所 他30営業所	加工食品 事業	販売設備	363	18	1,216 (6,183)	7	13	1,619	294 [54]
サンキョーミ ート(株)	有明工場 (鹿児島県 志布志市)	食肉事業	食肉処理 加工設備	684	230	68 (51,599)	118	29	1,131	213 [46]
米久かがやき(株)	本社工場他 (埼玉県 春日部市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	1,159	2,317	2,218 (68,844)	-	184	5,880	214 [471]
米久デリカ フーズ(株)	本社工場他 (静岡県 沼津市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	859	785	676 (19,229)	-	25	2,345	179 [306]
米久おいしい鶏 (株)	本社 (鳥取県 琴浦町)	食肉事業	養鶏・ 食肉加工 設備	1,795	507	931 (416,808)	-	90	3,325	230 [151]

在外子会社

平成28年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
ANZCO FOODS LTD. (注) 4	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND他	食肉事業	食肉加工 設備等	9,351	5,677	5,209 (15,860千)	-	945	21,182	462 [2,457]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、生物資産並びに無形固定資産であり、建設仮勘定を含んでおります。なお、金額には消費税を含めておりません。
2. 国内子会社の伊藤ハム(株)西宮工場には、本社事務所の土地を含めております。
3. 国内子会社の伊藤ハムデイリー(株)の建物及び構築物並びに土地、伊藤ハムウエスト(株)及び伊藤ハム販売(株)の建物及び構築物、機械装置及び運搬具並びに土地は、同じく国内子会社の伊藤ハム(株)より賃借している物件を含んでおります。
4. 在外子会社のANZCO FOODS LTD. は、同社子会社を含んでおります。
5. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	297,347,059	297,347,059	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	297,347,059	297,347,059	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

伊藤ハム株式会社が発行した新株予約権は、平成28年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたしました。当社が承継した新株予約権の内容は以下のとおりであります。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権

決議年月日	平成20年7月11日(注)1
新株予約権の数(個)	8(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成50年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 566 資本組入額 283(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 決議年月日は伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

3. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない。)のいずれかの地位を喪失した日又は執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成49年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成49年8月1日から平成50年7月31日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記7. に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が上記5. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権

決議年月日	平成21年7月17日(注)1
新株予約権の数(個)	18(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成51年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 299 資本組入額 150(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 決議年月日は伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

3. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない。)のいずれかの地位を喪失した日又は執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成50年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成50年8月4日から平成51年8月3日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記7. に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が上記5. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権

決議年月日	平成22年7月16日(注)1
新株予約権の数(個)	24(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成52年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 304 資本組入額 152(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 決議年月日は伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

3. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない。)のいずれかの地位を喪失した日又は執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成51年8月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成51年8月3日から平成52年8月2日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記7. に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が上記5. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権

決議年月日	平成23年7月15日(注)1
新株予約権の数(個)	27(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成53年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 297 資本組入額 149(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 決議年月日は伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

3. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない。)のいずれかの地位を喪失した日又は執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成52年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成52年8月2日から平成53年8月1日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記7. に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が上記5. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権

決議年月日	平成24年7月20日(注)1
新株予約権の数(個)	27(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成54年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 307 資本組入額 154(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 決議年月日は伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

3. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない。)のいずれかの地位を喪失した日又は執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成53年8月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成53年8月7日から平成54年8月6日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記7. に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が上記5. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権

決議年月日	平成25年7月22日(注)1
新株予約権の数(個)	31(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成55年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 396 資本組入額 198(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 決議年月日は伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

3. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない。)のいずれかの地位を喪失した日又は執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成54年8月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成54年8月8日から平成55年8月7日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記7. に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が上記5. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権

決議年月日	平成26年7月18日(注)1
新株予約権の数(個)	35(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成56年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 415 資本組入額 208(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 決議年月日は伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

3. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない。)のいずれかの地位を喪失した日又は執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成55年8月4日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成55年8月5日から平成56年8月4日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記7. に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が上記5. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権

決議年月日	平成27年7月17日(注)1
新株予約権の数(個)	64(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成57年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 654 資本組入額 327(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 決議年月日は伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

3. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない。)のいずれかの地位を喪失した日又は執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成56年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成56年8月4日から平成57年8月3日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記7. に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が上記5. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年4月1日	297,347,059	297,347,059	30,000	30,000	7,500	7,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、平成28年4月1日付で伊藤ハム(株)と米久(株)の共同株式移転の方法により当社が設立されたことによるものであります。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の大株主の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日である当社が共同株式移転の方法により伊藤ハム株式会社、米久株式会社の完全親会社として設立された平成28年4月1日現在の株主名簿により記載しております。

平成28年4月1日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-1	115,779	38.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	16,158	5.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	14,598	4.91
公益財団法人伊藤記念財団	東京都目黒区三田1丁目6-21	12,000	4.04
エス企画株式会社	兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目22-13	8,205	2.76
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	6,303	2.12
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	6,303	2.12
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	6,303	2.12
公益財団法人伊藤文化財団	兵庫県西宮市高畑町4-27	6,200	2.09
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町1丁目4-2	3,549	1.19
計	-	195,400	65.71

- (注) 1. 上記、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数全ては、信託業務に係るものであります。
2. 上記、公益財団法人伊藤記念財団は、伊藤ハム(株)の故創業者伊藤傳三が、その私財を寄付することにより食肉に関する研究及び調査を行い、畜産業及び食品産業の振興と国民食生活の安定に資することを目的として設立された公益法人であります。
3. 上記、株式会社みずほ銀行の所有株式数のうち退職給付信託に係る株式が1,260千株含まれております。
4. 上記、公益財団法人伊藤文化財団は、伊藤ハム(株)の故創業者伊藤傳三が、その私財を寄付することにより兵庫県民の芸術文化に関する知識及び教養の普及向上に寄与することを目的として設立された公益法人であります。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日である当社が共同株式移転の方法により伊藤ハム株式会社、米久株式会社の完全親会社として設立された平成28年4月1日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成28年4月1日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 297,040,900	2,970,409	-
単元未満株式	普通株式 306,159	-	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	297,347,059	-	-
総株主の議決権	-	2,970,409	-

【自己株式等】

平成28年4月1日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【役員の状況】

当社は平成28年4月1日に共同株式移転の方法により設立され、当事業年度が第1期となるため、当四半期報告書の提出日現在における当社役員の状況を記載しております。なお、設立日である平成28年4月1日から当四半期報告書までの役員の異動はありません。

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注)5
取締役会長		堀尾 守	昭和23年3月5日生	昭和46年4月 三菱商事(株)入社 平成15年4月 同 執行役員食糧本部長 平成17年6月 日本農産工業(株)代表取締役社長就任 平成21年6月 伊藤ハム(株)代表取締役副社長就任 平成21年10月 同 加工食品事業本部・本部長 平成22年4月 同 代表取締役社長就任 平成28年4月 同 取締役就任(現任) 米久(株)取締役就任(現任) 当社取締役会長就任(現任)	(注) 3	100,000
代表取締役社長		宮下 功	昭和43年2月15日生	平成2年4月 三菱商事(株)入社 平成14年8月 フードリンク(株)取締役就任 平成15年6月 (株)ジャパンファーム取締役就任 平成18年5月 三菱商事(株)食肉事業ユニット 平成19年4月 米久(株)社長付 平成19年5月 同 執行役員経営企画室長 平成20年4月 同 商品本部長 平成20年5月 同 取締役常務執行役員就任 平成25年5月 同 代表取締役社長就任 平成28年4月 同 取締役就任(現任) 伊藤ハム(株)取締役就任(現任) 当社代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	38,902
代表取締役副社長		柴山 育朗	昭和31年1月20日生	昭和53年4月 伊藤ハムデイリー(株)入社 平成14年3月 同 東北工場製造部・部長 平成16年3月 伊藤ハム(株)生産ディビジョン船橋工場・工場長 平成22年4月 同 執行役員就任 加工食品事業本部生産本部・本部長 購買部・中央研究所担当 I H P S 担当 平成22年6月 同 取締役執行役員就任 平成27年3月 同 加工食品事業本部・本部長(現任) 平成27年4月 同 取締役常務執行役員就任 平成28年4月 同 代表取締役社長就任(現任) 米久(株)取締役就任(現任) 当社代表取締役副社長就任(現任)	(注) 3	10,000
取締役常務執行役員		御園生 一彦	昭和35年6月15日生	昭和59年4月 三菱商事(株)入社 平成5年5月 オーストラリア三菱商事会社出向 MANAGER, FOOD DEPT 平成12年4月 INDIANA PACKERS CORPORATION 社出向 Vice President CORPORATE PLANNING 平成18年4月 (株)ジャパンファーム 取締役就任 平成22年4月 三菱商事(株)飼料畜産ユニットマネージャー 平成25年2月 伊藤ハム(株)執行役員就任 同 食肉事業本部・本部長 平成25年6月 同 取締役執行役員就任 平成27年4月 同 取締役常務執行役員就任 平成28年4月 同 取締役就任(現任) 米久(株)代表取締役社長就任(現任) 当社取締役常務執行役員就任(現任)	(注) 3	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注)5
取締役 執行役員		石井 隆	昭和26年7月17日生	昭和49年4月 伊藤ハム㈱入社 平成11年10月 同 財経本部経理部・部長 平成16年6月 同 執行役員就任 平成21年3月 同 経営企画統括部・部長 平成21年6月 同 取締役就任 平成22年4月 同 取締役執行役員就任 経営戦略部・部長 平成23年4月 同 取締役常務執行役員就任 管理本部・本部長(現任) 平成27年4月 同 取締役専務執行役員就任(現任) 平成28年4月 当社取締役執行役員就任(現任)	(注) 3	15,000
取締役 執行役員		市田 健一	昭和30年5月10日生	昭和53年4月 三菱商事㈱入社 平成6年1月 ス페인三菱商社会社ラスバルマス事務所 長 平成21年4月 三菱商事㈱飼料畜産ユニット 伊藤ハム㈱執行役員就任 同 C S R本部長 平成23年10月 同 経営戦略部・部長 平成25年3月 同 C S R本部担当(現任) 平成25年6月 同 取締役執行役員就任(現任) 平成26年3月 同 経営戦略部担当(現任) 平成28年4月 当社取締役執行役員就任(現任)	(注) 3	6,000
取締役 執行役員		奥田 英人	昭和47年8月6日生	平成8年4月 三菱商事㈱入社 平成13年11月 同 食品本部食品戦略統括室 平成25年5月 米久㈱社長付 平成25年5月 同 執行役員就任 平成25年5月 同 経営企画室長(現任) 平成26年5月 同 取締役常務執行役員就任 平成28年4月 同 取締役専務執行役員就任(現任) 当社取締役執行役員就任(現任)	(注) 3	5,138
取締役		棟方 信彦	昭和23年11月10日生	平成8年2月 ㈱電通東京本社マーケティング統括局部長 平成13年10月 同 東京本社第3 A P本部第5営業局営業 部長 平成17年4月 同 東京本社 A P統括本部第5マーケティ ング・プランニング室部長 平成17年9月 同 退社 平成18年4月 公立大学法人熊本県立大学総合管理学部 助教授 平成21年4月 同 教授 平成23年6月 伊藤ハム㈱取締役就任 平成28年4月 学校法人頌栄保育学院学長就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 3	-
取締役		種本 祐子	昭和32年1月23日生	昭和63年4月 ㈱やまざき(現㈱ヴィノスやまざき)常務取 締役就任 平成15年4月 ㈱ヴィノスやまざき専務取締役 C O O就任 平成22年5月 米久㈱取締役就任 平成26年6月 ㈱ヴィノスやまざき取締役社長兼 C O O就 任(現任) 平成28年4月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注)5
常勤監査役		藤原 芳士	昭和29年10月25日生	昭和52年4月 伊藤ハム㈱入社 平成19年3月 同 管理本部シェアードサービス統括部・部長 平成20年4月 同 執行役員就任 平成22年4月 同 経理部・部長 平成23年4月 同 管理本部財務部・部長 平成25年3月 同 管理本部経理部・部長 平成27年6月 同 常勤監査役就任 平成28年4月 同 監査役就任(現任) 米久㈱監査役就任(現任) 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 4	38,000
監査役		今村 昭文	昭和28年4月18日生	昭和57年4月 弁護士登録 平井法律事務所入所 平成元年4月 あたご法律事務所パートナー弁護士 平成15年5月 グリーンヒル法律特許事務所パートナー弁護士(現任) 平成23年6月 伊藤ハム㈱監査役就任 平成28年4月 当社監査役就任(現任) 平成28年6月 J B C C ホールディングス㈱取締役就任(現任)	(注) 4	-
監査役		市東 康男	昭和29年2月24日生	昭和52年10月 新和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成15年9月 日本公認会計士協会IT委員会電子表示専門委員会委員長 平成18年6月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)退所 平成18年7月 日本公認会計士協会各委員会委員長等退任 市東康男公認会計士税理士事務所開設(現任) 平成19年5月 米久㈱監査役就任 平成28年4月 当社監査役就任(現任) 平成28年6月 日本フェルト㈱監査役就任(現任)	(注) 4	-
計						218,040

- (注) 1. 棟方信彦並びに種本祐子は、社外取締役であります。
2. 今村昭文並びに市東康男は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成28年4月1日である当社の設立日より、平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役任期は、平成28年4月1日である当社の設立日より、平成32年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 本報告書提出日現在の所有株式数については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日である当社が共同株式移転の方法により伊藤ハム㈱、米久㈱の完全親会社として設立された平成28年4月1日現在の株主名簿により記載しております。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、共同株式移転の方法により、平成28年4月1日付で伊藤ハム株式会社及び米久株式会社の完全親会社として設立されました。当四半期報告書は設立第1期として最初に提出するものであるため、前連結会計年度及び前年同四半期との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができるように公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適正な四半期連結財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備を行っております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間
(平成28年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	41,659
受取手形及び売掛金	82,599
有価証券	10,000
商品及び製品	54,466
仕掛品	1,665
原材料及び貯蔵品	18,578
その他	7,498
貸倒引当金	27
流動資産合計	216,440
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物(純額)	31,076
機械装置及び運搬具(純額)	21,673
工具、器具及び備品(純額)	1,197
土地	26,368
リース資産(純額)	1,415
その他(純額)	1,391
有形固定資産合計	83,124
無形固定資産	
のれん	26,768
その他	2,093
無形固定資産合計	28,861
投資その他の資産	
投資有価証券	29,078
退職給付に係る資産	1,312
その他	8,179
貸倒引当金	172
投資その他の資産合計	38,399
固定資産合計	150,385
資産合計	366,825

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間
(平成28年6月30日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	64,679
短期借入金	21,316
1年内返済予定の長期借入金	7,462
1年内償還予定の社債	10,000
未払法人税等	464
賞与引当金	1,611
その他	30,007
流動負債合計	135,544
固定負債	
長期借入金	23,901
退職給付に係る負債	2,149
資産除去債務	1,102
その他	3,615
固定負債合計	30,768
負債合計	166,312
純資産の部	
株主資本	
資本金	30,000
資本剰余金	98,005
利益剰余金	66,072
自己株式	4
株主資本合計	194,073
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	4,656
繰延ヘッジ損益	1,325
為替換算調整勘定	1,605
退職給付に係る調整累計額	2,132
その他の包括利益累計額合計	405
新株予約権	101
非支配株主持分	6,742
純資産合計	200,512
負債純資産合計	366,825

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
売上高	196,532
売上原価	166,405
売上総利益	30,127
販売費及び一般管理費	25,601
営業利益	4,526
営業外収益	
受取利息	35
受取配当金	156
受取賃貸料	124
持分法による投資利益	623
その他	193
営業外収益合計	1,133
営業外費用	
支払利息	247
不動産賃貸費用	47
創立費	210
その他	38
営業外費用合計	542
経常利益	5,116
特別利益	
投資有価証券売却益	1,774
その他	82
特別利益合計	1,857
特別損失	
固定資産除却損	40
その他	23
特別損失合計	63
税金等調整前四半期純利益	6,910
法人税、住民税及び事業税	534
法人税等調整額	1,554
法人税等合計	2,088
四半期純利益	4,821
非支配株主に帰属する四半期純利益	11
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,810

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
四半期純利益	4,821
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	1,703
繰延ヘッジ損益	687
為替換算調整勘定	1,053
退職給付に係る調整額	17
持分法適用会社に対する持分相当額	953
その他の包括利益合計	4,414
四半期包括利益	406
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	704
非支配株主に係る四半期包括利益	297

【注記事項】

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当社は共同株式移転の方法により、平成28年4月1日付で伊藤ハム株式会社及び米久株式会社の完全親会社として設立されました。四半期連結財務諸表は当第1四半期連結会計期間から作成しているため、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」を記載しております。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 60社

主要な連結子会社の名称は、「第1 企業の概況 2 事業の内容」に記載しているため、省略しております。

子会社は全て連結されております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 14社

主要な持分法適用関連会社の名称は「第1 企業の概況 2 事業の内容」に記載しているため、省略しております。

関連会社に対する投資については、すべて持分法を適用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下を除き、連結決算日と同一であります。

なお、ITOHAM AMERICA, INC.他26社の決算日は12月31日であり、直近の四半期に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。四半期連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(ロ) その他有価証券

a) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

b) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法

たな卸資産

(イ) 当社及び国内連結子会社

a) 製品・商品(販売用食肉を除く)

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

b) 販売用食肉・原材料・仕掛品・貯蔵品

主として月別移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(ロ) 在外連結子会社

主として先入先出法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

（ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。）

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 主として10～50年

機械装置及び運搬具 主として4～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は相手先毎に回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、当社及び国内連結子会社は、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～13年）による定額法（一部の連結子会社は、定率法）により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は各子会社等の決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。また、金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約、金利スワップ等

ヘッジ対象...外貨建予定取引、借入金利息等

ヘッジ方針

為替予約は為替変動リスクをヘッジするため、金利スワップは金利変動リスクを回避する手段として、実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

為替予約については、社内管理基準に基づくリスク管理体制をとっており、金利スワップについては、資金担当部門にて一元管理を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両社の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし振当処理を行った為替予約取引は、有効性の判定を省略しております。

また、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引は、有効性の判定を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的に見積もった期間で均等償却をしております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成28年4月1日
至 平成28年6月30日)

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表への影響は軽微であります。

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成28年4月1日
至 平成28年6月30日)

(連結子会社の事業年度等に関する事項の変更)

米久かがやき(株)他6社は決算日を3月31日に変更しております。この変更に伴い、当第1四半期連結累計期間においては、米久かがやき(株)他4社は平成28年1月1日から平成28年6月30日までの6ヶ月間、米久おいしい鶏(株)他1社は平成28年2月1日から平成28年6月30日までの5ヶ月間を連結しており、連結損益計算書を通して調整する方法を採用しております。

なお、決算期を変更した米久かがやき(株)他4社の平成28年1月1日から平成28年3月31日まで並びに米久おいしい鶏(株)他1社の平成28年2月1日から平成28年3月31日までの営業利益は5億49百万円、経常利益は5億62百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は4億55百万円であります。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)	
(有)キロサ肉畜生産センター	3,400 百万円
INDIANA PACKERS CORP.	1,581
	(US \$ 15,371千)
(有)島根農場	591
その他 2件	159
計	5,733

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	
減価償却費	2,339 百万円
のれんの償却額	384

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

当社は平成28年4月1日に共同株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は下記の完全子会社の定時株主総会において決議された金額であります。

(伊藤ハム(株))

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月13日 定時株主総会	普通株式	2,042	10	平成28年3月31日	平成28年6月14日	利益剰余金

(米久(株))

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月9日 定時株主総会	普通株式	456	18	平成28年3月31日	平成28年6月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、共同株式移転の方法により、平成28年4月1日付で伊藤ハム(株)と米久(株)の完全親会社として設立されました。

この結果、当第1四半期連結会計期間末において資本金が300億円、資本剰余金が980億5百万円、利益剰余金が660億72百万円、自己株式が4百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、主にハム・ソーセージ及び調理加工食品等の製造、販売を事業領域とする「加工食品事業」と主に食肉の生産、処理加工及び販売を事業領域とする「食肉事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格等に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	加工食品 事業	食肉 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	65,796	130,699	196,495	36	196,532	-	196,532
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,929	6,251	8,181	168	8,349	8,349	-
計	67,726	136,951	204,677	205	204,882	8,349	196,532
セグメント利益	2,835	1,998	4,834	37	4,871	345	4,526

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人事給与関連業務サービス等であります。

2. セグメント利益の調整額の内容は、のれんの償却額 347百万円等であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 米久株式会社

事業の内容 食肉類(牛・豚・鶏・その他食肉)、加工品(ハム・ソーセージ・デリカテッセン)の製造及び販売など

(2) 企業結合を行った主な理由

伊藤ハムグループでは、経営ビジョンである「アジアの中で最も信頼される食肉加工メーカーになる」の実現に向けて、一層の海外市場の販売拡大を目指すとともに国内においてはナショナルブランドメーカーとして、価値ある商品をお客様に提供するとともに、グループ全体の持続的成長の実現に努めております。このような状況の中、伊藤ハムグループでは中外食市場におけるより機動性の高い商品提案力及びコスト競争力の強化、食肉事業におけるバリューチェーンの強化拡大といった点が将来の持続的な成長には不可欠との課題認識をしておりました。

一方、米久グループでは、第5次中期経営計画のテーマである事業の濃淡付けと再編・再強化に、取り組んでおり、今後も更なる成長の実現に向け、経営理念「私たちは食の歓びを創造し、人々に豊かなくらしをお届けします」に基づき、積極的に事業を推進しておりますが、上記テーマの具体化には、コスト競争力を維持した上で、生産能力や販売拠点を更に拡大していく必要があるとの課題認識をするに至りました。

かかる状況及び課題認識を踏まえ、伊藤ハム株式会社及び米久株式会社は、「更なる攻めの経営戦略」を打ち立てていくことが重要であるとの共通認識の下に協議を重ねた結果、事業規模の拡大を図るとともに、両社の強みを持ち寄り、シナジー効果を発揮させることが重要との結論に至り、経営統合いたしました。

(3) 企業結合日

平成28年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転による共同持株会社設立

(5) 結合後企業の名称

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素及び各種要因を総合的に勘案した結果、伊藤ハム株式会社を取得企業といたしました。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年4月1日から平成28年6月30日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	69,545百万円
取得原価		69,545百万円

4. 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の移転比率

伊藤ハム株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式1株、米久株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式3.67株をそれぞれ割当て交付いたしました。

(2) 株式移転比率の算定方法

伊藤ハム株式会社はみずほ証券株式会社を米久株式会社はブライズウォーターハウスクーパース株式会社を、それぞれ第三者算定機関に任命し、株式移転比率の算定を依頼いたしました。当該第三者算定機関による算定結果に基づき当事者間で協議の上、算定いたしました。

(3) 交付した株式数

297,347,059株

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

26,392百万円

(2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

19年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	16円18銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	4,810
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	4,810
普通株式の期中平均株式数(千株)	297,343
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	16円16銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(百万円)	-
普通株式増加数(千株)	233
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8月10日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北山 久恵 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根本 剛光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河野 匡伸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。